

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 28 年 3 月 2 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 松崎ガーデンC街区
所在地 新潟市東区新松崎 1 丁目 104 番 1 外
設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 新潟市松崎字東 530 番地 外
(変更後) 新潟市東区新松崎 1 丁目 104 番 1 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 東京都港区西新橋三丁目 9 番 4 号
(変更後) 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
- 3 変更年月日
 - (1) 平成 19 年 4 月 1 日
 - (2) 平成 27 年 10 月 1 日
- 4 変更の理由
 - (1) 住居表示の変更のため
 - (2) 設置者の住所変更のため
- 5 届出年月日
平成 28 年 2 月 19 日
- 6 縦覧場所
新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区地域課

7 縦覧期間

平成 28 年 3 月 2 日から平成 28 年 7 月 2 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp